問１

生命保険に関するコンサルティングや法令、制度等に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題１）

（設問Ａ）ＣＦＰ®認定者は、４人の相談者に対して生命保険に関するアドバイスを行った。ＣＦＰ®認定者が行った次のアドバイスの下線部のうち、最も適切なものはどれか。

１．相談者Ａ　：親が生命保険に複数加入しており、災害救助法が適用された地域において被災し行方不明となった場合には、生命保険契約照会制度というものを利用できると聞きました。どのような制度でしょうか。

ＣＦＰ®認定者：災害による家屋等の流失または焼失等により契約者本人からの生命保険契約に関する請求が困難な場合に、ご家族等が保険契約者等となっている生命保険契約の有無を、一般社団法人生命保険協会を通じて生命保険会社に確認する制度です。調査対象となる契約は、生命保険協会が照会を受け付けた日現在有効に継続している個人保険契約であり、財形保険契約、財形年金保険契約、支払いが開始した年金保険契約および保険金等が据置きとなっている保険契約を除きます。

２．相談者Ｂ　：給与天引きで貯蓄ができると聞いて、財形貯蓄積立保険に加入しようか迷っています。財形貯蓄積立保険はどのような保険なのでしょうか。

ＣＦＰ®認定者：財形貯蓄積立保険は、３年以上の期間で給与からの天引きにより積み立てる保険です。不慮の事故により死亡した場合、事故発生時の払込保険料累計額の３倍相当額の災害死亡保険金を遺族が受け取ることができます。

３．相談者Ｃ　：長期で海外に出張していたため、郵便物を受け取ることができず、加入していた保険が失効してしまいました。契約を元のとおりに戻す方法と失効期間中の保障について教えてください。

ＣＦＰ®認定者：「復活」という制度を利用できる場合、所定の手続きをすることによって、契約を再び有効にすることが可能です。復活した場合は失効期間中の病気やケガについても保障され、保険金や給付金がさかのぼって支払われます。

４．相談者Ｄ　：夫が勤めている会社で総合福祉団体定期保険という保険に加入したようなのですが、その中にヒューマン・ヴァリュー特約というものがありました。ヒューマン・ヴァリュー特約とはどのようなものなのでしょうか。

ＣＦＰ®認定者：役員や従業員が死亡または高度障害状態となった場合に、企業が負担する諸費用を確保するための特約で、特約保険金は生命保険会社から被保険者またはその遺族に直接支払われます。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２）

（設問Ｂ）生命保険会社のディスクロージャー資料における各用語に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．責任準備金とは、将来の保険金等の支払いに備え、保険料の一部を積み立てておき、保険金等を安定的に支払えるように準備する金額のことである。
２．標準利率とは、生命保険会社が責任準備金を確実に積み立てられるよう金融庁が使用を義務付けている利率で、標準利率が上昇すると責任準備金の額が小さくなり、下降すると責任準備金の額が大きくなる。
３．基礎利益とは、生命保険会社の本業による収益を示す指標であり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益と特別損益を控除して求める。
４．格付けとは、生命保険会社の財務健全性や収益力などを格付機関が総合評価して記号化したものであり、格付けの判断基準や調査方法は各格付機関によって異なる。

（問題３）

（設問Ｃ）生命保険料算定の数理について、下記＜条件＞の定期保険の年払保険料の額として、最も適切なものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料＞を参照して計算すること。

＜条件＞

・ ３０歳男性が、保険期間１年、保険金額１，０００万円の定期保険に加入するものとする。
・ ３０歳男性の予定死亡率は、０．０００６８とする。
・ 予定事業費率は、保険金額の０．０１％とする。
・ 予定利率は、０％とする。

＜資料＞

・ ３０歳男性の純保険料は、保険金額×３０歳男性の予定死亡率で求める。
・ 付加保険料は、保険金額×予定事業費率で求める。

１．５，２００円
２．５，８００円
３．６，８００円
４．７，８００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４）

（設問Ｄ）下記＜資料１＞＜資料２＞は、金融経済教育推進機構が行った「家計の金融行動に関する世論調査２０２５年」(二人以上世帯調査）の調査結果の一部である。この調査結果に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料１＞老後の生活を心配している理由（複数回答）　（単位：％）

	２０２４年	２０２５年
十分な金融資産がないから	６６．７	６１．９
年金や保険が十分ではないから	４９．１	４２．４
生活の見通しが立たないほど物価が上昇することがあり得ると考えられるから	４０．６	３３．５
現在の生活にゆとりがなく、老後に備えて準備（貯蓄など）していないから	２４．６	１８．５
退職一時金が十分ではないから	１９．５	１６．０
再就職などにより収入が得られる見込みがないから	１０．６	８．２
こどもなどからの援助が期待できないから	８．８	７．０
家賃の上昇により生活が苦しくなると見込まれるから	７．１	７．０
マイホームを取得できる見込みがないから	３．５	２．５
その他	６．０	６．４

＜資料２＞老後の生活費の収入源（３つまでの複数回答）　（単位：％）

	就業による収入	公的年金	企業年金、個人年金、保険金	金融資産の取り崩し	利子配当所得	不動産収入（家賃、地代等）	こどもなどからの援助	国や市町村などからの公的援助	その他
２０１６年	４３．２	７９．２	３９．３	２６．８	２．６	４．８	４．３	４．７	４．４
２０１７年	４４．７	７９．５	３９．０	２７．５	２．７	４．４	３．３	４．９	４．１
２０１８年	４５．７	７９．６	３７．８	２６．３	２．２	５．３	３．２	４．５	４．０
２０１９年	４８．２	７９．１	３８．４	２７．６	２．７	５．６	３．７	５．２	３．４
２０２０年	４９．８	８０．８	４０．５	２９．５	３．８	４．６	２．４	５．６	３．５
２０２１年	４９．１	７１．１	３７．７	２７．６	９．７	５．０	１．６	４．５	６．０
２０２２年	４８．１	６８．８	３５．９	２７．１	９．１	４．０	１．７	６．０	６．７
２０２３年	４６．４	６８．１	３２．８	２７．４	１１．２	４．６	１．８	５．４	６．４
２０２４年	４８．０	６７．５	３４．７	２８．５	１１．６	４．２	１．６	５．６	５．８
２０２５年	４２．５	５９．１	３２．０	２６．９	１２．９	４．８	１．６	５．６	６．５

（出所）金融経済教育推進機構「家計の金融行動に関する世論調査２０２５年」(二人以上世帯調査）を基に作成

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

１．＜資料１＞によると、２０２５年において老後の生活を心配している理由として、「生活の見通しが立たないほど物価が上昇することがあり得ると考えられるから」と回答した人の割合の減少幅は、他の理由と比べて最も大きい。

２．＜資料１＞によると、どちらの年においても、老後の生活を心配している理由の順位は、上位から「十分な金融資産がないから」、「年金や保険が十分ではないから」、「生活の見通しが立たないほど物価が上昇することがあり得ると考えられるから」となっている。

３．＜資料２＞によると、老後の生活費の収入源として「公的年金」と回答した人の割合は、２０１６年以降２０２０年までは毎年増加していたが、２０２１年から２０２５年までは毎年減少している。

４．＜資料２＞によると、老後の生活費の収入源として「就業による収入」、「企業年金、個人年金、保険金」と回答した割合は、いずれの年も２位、３位となっている。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会 無断複製転載禁止

問２

保険契約等の税務上の取扱いに関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題５）

（設問Ａ）鶴見さんが、（１）２０２６年中に支払った医療費等、（２）２０２６年中に受け取った給付金等は、下記＜資料＞のとおりである。鶴見さんの２０２６年分の所得税の医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、鶴見さんの２０２６年分の総所得金額等は６００万円であり、セルフメディケーション税制については考慮しないものとする。

＜資料＞

（１）２０２６年中に支払った医療費等

	治療等を受けた人	内容	支払金額	備考
①	鶴見さんの妻	病気の治療に係る入院治療等の費用 （うち差額ベッド代） （うち医師への謝礼品購入費用） （うち治療等を受けるための通院費用）	３８万円 （１０万円） （３万円） （２万円）	（注１） （注２） （注３）
②	鶴見さん本人	人間ドック費用 人間ドック費用とは別に支払った費用	４．５万円 ３万円	 （注４）
③	鶴見さん本人	薬局で購入した病気予防のためのビタミン剤、マスクの費用	０．５万円	
④	鶴見さんの長男	ケガの治療費	４万円	（注５）

（注１）鶴見さんの妻は、鶴見さんと生計を一にしている。

（注２）鶴見さんの妻の希望により個室に入院した。

（注３）電車、バスなどの公共交通機関での移動が困難なため利用したタクシー代。

（注４）人間ドックの結果、重大な疾病が発見され、その治療費として支払った費用。

（注５）鶴見さんの長男は、鶴見さんと生計を一にしているが、大学進学のため別居している。

（２）２０２６年中に受け取った給付金等

生命保険からの入院給付金等：２３万円（上記（１）①の鶴見さんの妻の治療費に係るもの）

１．　　０円

２．１．５万円

３．３．５万円

４．４．０万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題６）

（設問Ｂ）倉田さんが２０２６年中に支払った保険料は、下記＜資料＞のとおりである。倉田さんの２０２６年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も適正に保険料は支払われており、生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとし、いずれの契約についても配当金はないものとする。また、倉田さんには扶養親族はいないものとし、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとする。

＜資料＞

契約	保険種類	契約時期	保険料 払込方法	年間払込保険料	備考
①	団体定期保険	２００６年	月払い	１２,０００円	（注１）
②	医療保険	２０１７年	月払い	３７,２００円	
③	終身保険	２００６年	月払い	３３,６００円	（注２）
④	介護保障保険	２０２６年	月払い	４,２００円	（注３）
⑤	個人年金保険	２０１０年	月払い	５０,４００円	（注４）

（注１）毎年４月１日に自動更新する１年契約のものであり特約の付加はない。

（注２）失効していた契約を２０２５年１２月１日に復活した。

（注３）死亡保険金額と介護保険金額が同額であり、各保障に応じた保険料の区分はない。

（注４）税制適格特約付個人年金保険である。

＜所得税の生命保険料控除の控除額の速算表＞

（１）２０１１年１２月３１日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
	２５,０００円 以下	支払保険料の全額
２５,０００円 超	５０,０００円 以下	支払保険料×１／２＋１２,５００円
５０,０００円 超	１００,０００円 以下	支払保険料×１／４＋２５,０００円
１００,０００円 超		５０,０００円

（２）２０１２年１月１日以後に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
	２０,０００円 以下	支払保険料の全額
２０,０００円 超	４０,０００円 以下	支払保険料×１／２＋１０,０００円
４０,０００円 超	８０,０００円 以下	支払保険料×１／４＋２０,０００円
８０,０００円 超		４０,０００円

１．　９８,６５０円

２．１０５,７００円

３．１０６,２００円

４．１０７,９５０円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題７）

（設問Ｃ）長岡さん（６８歳・男性）の２０２６年分の収入は、下記＜資料＞のとおりである。長岡さんの２０２６年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程については小数点以下第３位を切り上げ、第２位まで算出することとする。また、他に雑所得はないものとする。

＜資料＞

① 老齢厚生年金および老齢基礎年金：１７０万円

② 企業年金：１５０万円（受取期間１０年）
企業型確定拠出年金（企業型ＤＣ）に基づく年金であり、在職中、長岡さんがマッチング拠出により６００万円拠出している。

③ 個人年金保険（受取期間１０年、有期年金）：５０万円（内訳：基本年金および増額年金合計で５０万円、配当０円）
長岡さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は６５歳であった。
既払込正味保険料総額：４００万円

④ 相続した個人年金保険（１０年確定年金）：４５万円
長岡さんの父が２０２０年９月に死亡したことにより年金受給権を相続しており、２０２０年１０月分から長岡さんが年金を受け取っている。
既払込正味保険料総額：３８０万円（契約当初より長岡さんの父が全額を負担）
年金受給権の相続税評価額：４２９万円
総収入金額算入額（課税部分）：１．２万円

＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 １，０００万円 以下
６５歳未満の者	１３０万円 以下	６０万円
	１３０万円 超　４１０万円 以下	（A）×２５％＋　２７．５万円
	４１０万円 超　７７０万円 以下	（A）×１５％＋　６８．５万円
	７７０万円 超　１，０００万円 以下	（A）×　５％＋１４５．５万円
	１，０００万円 超	１９５．５万円
６５歳以上の者	３３０万円 以下	１１０万円
	３３０万円 超　４１０万円 以下	（A）×２５％＋　２７．５万円
	４１０万円 超　７７０万円 以下	（A）×１５％＋　６８．５万円
	７７０万円 超　１，０００万円 以下	（A）×　５％＋１４５．５万円
	１，０００万円 超	１９５．５万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜余命年数表（抜粋）＞

年金の支給開始日における年齢	余命年数		年金の支給開始日における年齢	余命年数	
	男	女		男	女
６０歳	１９年	２３年	６６歳	１４年	１８年
６１	１８	２２	６７	１４	１７
６２	１７	２１	６８	１３	１６
６３	１７	２０	６９	１２	１５
６４	１６	１９	７０	１２	１４
６５	１５	１８	７１	１１	１４

１．１６０.１８万円
２．２２０.１８万円
３．２２２.６８万円
４．２３３.１８万円

（問題８）

（設問Ｄ）山本さんが２０２６年中に受け取った保険金等は、下記＜資料＞のとおりである。山本さんの２０２６年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、すべての契約の保険料負担者は山本さんであり、いずれも特約を付加していないものとする。また、他に一時所得はないものとする。

＜資料＞

契約	保険種類	払込方法	契約者	被保険者	内容	受取額	払込保険料総額	備考
①	就業不能保険	月払い	山本さん	山本さん	就業不能給付金	５０万円	１０万円	
②	終身保険	月払い	山本さん	山本さん	解約返戻金	２８０万円	３００万円	（注１）
③	変額保険(有期型)	月払い	山本さん	山本さん	解約返戻金	３００万円	２５０万円	
④	個人年金保険	一時払い	山本さん	山本さん	解約返戻金	９００万円	８００万円	（注２）
⑤	定期保険	月払い	山本さんの父	山本さんの父	死亡保険金	８００万円	５０万円	（注３）

（注１）受取額は、契約者貸付金およびその利息の合計額５０万円を控除した額である。
（注２）据置期間１０年の個人年金保険（終身年金）で、加入してから４年８ヵ月後に解約した。
（注３）山本さんの父は２０２６年８月に死亡した。

１．　６５万円
２．３９０万円
３．４１５万円
４．４４０万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問３

若杉さん夫婦は、現在ＲＡ社の生命保険に加入していますが、知人の生命保険募集人よりＲＢ社の生命保険への見直しの提案を受けていることから、ＣＦＰ®認定者に相談しました。以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金・給付金などの支払いは一切なく、特約はすべて更新しているものとします。また、手術・治療は約款所定の要件を満たし、免責事項に該当する事由はないものとします。

［家族構成］

氏名	続柄	年齢	備考
若杉　陽介	本人	５２歳	会社員
若杉　綾香	妻	５０歳	パートタイマー
若杉　莉紗	長女	２２歳	大学生

［現在加入しているＲＡ社の生命保険の保障内容］

・ 保険証券＜資料１＞参照

［提案を受けているＲＢ社の生命保険の保障内容］

・ 保険提案書＜資料２＞参照

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜資料１＞ＲＡ社

保険証券記号番号　（×××）第××××××号　　５年ごと利差配当付定期保険特約付終身保険（更新型）

保険契約者	若杉　陽介　様	ご印鑑 若杉
被保険者	若杉　陽介　様 契約年齢　２３歳　男性 １９７４年１０月１日生	
受取人	（死亡保険金） 若杉　綾香　様（妻）	分割割合 １０割
	（特約３大疾病保険金） 被保険者　様	

◇主契約の適用約款
　５年ごと利差配当付終身保険
◇契約日（保険期間の始期）
　１９９８年２月１日
◇主契約の保険期間
　終身
◇主契約の保険料払込期間
　３０年払込満了
　２０２８年１月３１日満了
◇社員配当金支払方法
　積立

◇ご契約内容

終身保険金額（主契約保険金額）		１５０万円
定期保険特約保険金額		８５０万円
３大疾病保障定期保険特約保険金額		５００万円
傷害特約保険金額		１,０００万円
災害入院特約（※）	入院５日目から	日額　１０,０００円
疾病入院特約（※）	入院５日目から	日額　１０,０００円

※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の１０倍・２０倍・４０倍の手術給付金を支払います。
※入院給付金の１入院当たりの限度日数は１２０日、通算限度日数は７００日です。

◇お払い込みいただく合計保険料

毎回	△△,△△△円	
［保険料払込方法（回数）］	月払	
［保険料払込期月］	毎月１日から末日まで	
［保険料払込方式］	平準保険料払込方式	
◇特約の払込期間および保険期間		
［定期・３大疾病保障定期保険特約］	２０年払込	２０年満了
［上記以外の特約］	２０年払込	２０年満了

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜資料２＞ＲＢ社

（ご契約者）　若杉　陽介　様
（被保険者）　若杉　陽介　様
（年齢・性別）　５２歳・男性

保険種類　５年ごと配当付組立総合保障保険
予定契約日：２０２６年１２月１日
払込保険料合計：××,×××円
＜月掛（口座振替料率）＞

特約名・支払事由等	主な保険金・給付金額等	お支払いの限度等
入院治療保障特約［Ⅲ型］ 公的医療保険制度の給付対象となる入院をしたとき （実額給付タイプ）	入院中の療養に係る診療報酬点数　×３円	１回の入院の限度：　９０万円 通算限度　　：６００万円 ※高額療養費の支給の有無にかかわらずお支払いします
入院初期一時金給付特約 入院をしたとき （一時金給付タイプ）	１０万円	支払限度：１回の入院につき１回 通算限度：３０回
新・入院特約 入院をしたとき （日額給付タイプ）	５，０００円×入院日数	<table><tr><td></td><td>悪性新生物・上皮内新生物</td><td>左記以外の病気・ケガ</td></tr><tr><td>１回の入院の限度</td><td rowspan="2">無制限</td><td>１８０日</td></tr><tr><td>通算限度</td><td>１０９５日</td></tr></table>
退院後通院治療保障特約［Ⅲ型］ 退院後に、公的医療保険制度の給付対象となる通院をしたとき （実額給付タイプ）	通院時の療養に係る診療報酬点数　×３円 （ただし、通院日の診療報酬点数の合計が５００点未満の場合は日額１，５００円） ＋ 初回の通院時　１万円	<table><tr><td></td><td>悪性新生物・上皮内新生物</td><td>左記以外の病気・ケガ</td></tr><tr><td>支払対象期間</td><td>７３０日</td><td>１８０日</td></tr><tr><td>１回の入院に対する通院の限度</td><td>120万円</td><td>６０万円</td></tr><tr><td>通算限度</td><td colspan="2">６００万円</td></tr></table>
外来時手術保障特約 公的医療保険制度の給付対象となる入院を伴わない手術 （診療報酬点数合計２，０００点以上） または放射線治療を受けたとき （一時金給付タイプ）	手術１回につき　５万円 放射線治療１回につき　１０万円	支払限度：６０日間に１回 通算限度：無制限
特定損傷給付特約 不慮の事故で、骨折、関節脱臼、腱の断裂などの治療を受けたとき	５万円	支払限度：同一の不慮の事故で１回 通算限度：１０回
早期発見・治療支援特約 契約日から１年経過後に受診した健康診断の結果により要注意基準に該当し、かつ、支払対象期間中に、要注意基準に該当した項目に関して、疾病の治療を目的とした所定の通院または入院をしたとき	２万円	支払限度：支払対象期間ごとに１回 通算限度：５回
循環器病重症化予防支援特約 所定の循環器病（心疾患・脳血管疾患・動脈疾患）の治療を目的として、入院をしたときまたは手術を受けたとき	所定の循環器病ごと　１００万円	支払限度：それぞれの所定の循環器病について１回 通算限度：２回
循環器病継続保障特約 ＜循環器病保険金＞ ○１回目 循環器病（急性心筋梗塞・脳卒中・重度の動脈疾患）を発病し、その循環器病の治療を目的として、入院をしたときまたは手術を受けたとき	循環器病ごと　２００万円	支払限度：無制限

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

○２回目以後 その循環器病に対する循環器病保険金の支払事由に該当した日からその日を含めて１年経過後に同じ循環器病を発病し、入院をしたときまたは手術を受けたとき	２００万円	
＜心臓移植保険金＞ 疾病を直接の原因として心臓についての移植術を受けたとき	２００万円	支払限度：１回
特定重度疾病重症化予防支援特約 所定の生活習慣病（糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎臓病・肝疾患・慢性膵炎）により所定の状態に該当したとき	所定の生活習慣病ごと　１００万円	支払限度：それぞれの所定の生活習慣病について１回 通算限度：２回
特定重度疾病継続保障特約 ＜特定重度疾病保険金＞ 特定重度疾病（重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・重度の慢性腎臓病・肝硬変・重度の慢性膵炎）により所定の状態に該当したとき	特定重度疾病ごと　２００万円	支払限度：それぞれの特定重度疾病について１回 通算限度：５回
＜特定臓器移植保険金＞ 疾病を直接の原因として腎臓、肝臓または膵臓のいずれかの臓器についての移植術を受けたとき	２００万円	支払限度：１回
がん保障特約 責任開始日から９０日を経過した後に、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ※上皮内新生物などを除く	３００万円	支払限度：無制限
前回のお支払いから１年経過後の再発時	３００万円	
がん・上皮内新生物保障特約 責任開始日から９０日を経過した後に、悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	５０万円	支払限度：１回
特定自費診療がん薬物治療保障特約 責任開始日から９０日を経過した後に発病し、診断確定された悪性新生物（がん）・上皮内新生物で所定の病院等に入院または通院をし、悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療を直接の目的とした自費診療による特定の薬物治療（適応外薬または未承認薬）を受けたとき	薬物治療に係る薬剤費用と同額	通算限度：１億円
生活サポート終身年金特約 ［別表］に定める所定の日常生活制限状態のいずれかの状態に該当したとき	年額２００万円×一生涯	支払限度：無制限
死亡したとき	生活サポート終身年金年額と同額	
定期保険特約 死亡または高度障害状態のとき （一時金タイプ）	５００万円	保険期間：１０年

［別表］対象となる日常生活制限状態

① １級・２級の身体障害者手帳の交付	② 公的介護保険制度の要介護３以上	③ 所定の寝たきり
④ 所定の認知症	⑤ 高度障害状態	⑥ 片側半身の障害

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題９）

（設問Ａ）ＣＦＰ®認定者は、陽介さんが入院した場合の保障内容について説明した。２０２７年３月に陽介さんが趣味のサッカーの試合中に左足関節を骨折し、手術を受け、治療のため２２日間継続して入院した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の＜条件＞に基づくこと。

＜条件＞

- ＲＡ社の約款に定められた手術の倍率：１０倍
- 入院時の診療報酬点数の合計：１７３,０００点

１．見直し前（ＲＡ社）より見直し後（ＲＢ社）の方が、３９.９万円多い。
２．見直し前（ＲＡ社）より見直し後（ＲＢ社）の方が、４４.９万円多い。
３．見直し前（ＲＡ社）より見直し後（ＲＢ社）の方が、４５.９万円多い。
４．見直し前（ＲＡ社）より見直し後（ＲＢ社）の方が、４９.９万円多い。

（問題１０）

（設問Ｂ）ＣＦＰ®認定者は、陽介さんががんの治療をした場合の保障内容について説明した。２０２７年４月に陽介さんが肺がんと診断確定され１０日間継続して入院し、その間に手術を受けたが、１０ヵ月後再発により抗がん剤等の治療（公的医療保険制度の給付対象に該当）のため１年間で１２日通院した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の＜条件＞に基づくこと。

＜条件＞

- ＲＡ社の約款に定められた手術の倍率：４０倍
- 入院時の診療報酬点数：１９６,０００点
- 通院時の診療報酬点数：２７４,０００点（通院１２回合計。診療報酬点数の合計が５００点未満の通院日はないものとする）

１．見直し後（ＲＢ社）より見直し前（ＲＡ社）の方が、３９万円多い。
２．見直し後（ＲＢ社）より見直し前（ＲＡ社）の方が、４０万円多い。
３．見直し後（ＲＢ社）より見直し前（ＲＡ社）の方が、８９万円多い。
４．見直し前（ＲＡ社）より見直し後（ＲＢ社）の方が、２６１万円多い。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１１）

（設問Ｃ）ＣＦＰ®認定者は、陽介さんが事故で死亡した場合の保障内容について説明した。２０２７年５月に陽介さんが交通事故により即死した場合、受け取ることができる保険金等の合計額の比較として、正しいものはどれか。

１．見直し後（ＲＢ社）より見直し前（ＲＡ社）の方が、８００万円多い。
２．見直し後（ＲＢ社）より見直し前（ＲＡ社）の方が、１,３００万円多い。
３．見直し後（ＲＢ社）より見直し前（ＲＡ社）の方が、１,８００万円多い。
４．見直し後（ＲＢ社）より見直し前（ＲＡ社）の方が、２,０００万円多い。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問４

北村浩二さん（以下「浩二さん」という）は、個人事業主としてＫＢ電器店を経営しており、今後の経営などについてＣＦＰ®認定者に相談しました。以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

［家族構成］

氏名	続柄	年齢	備考
北村　浩二	本人	５４歳	自営業（個人事業主）
北村　朋子	妻	５３歳	専従者

［状況等］

・ 浩二さんは４５歳のときに独立し、現在は朋子さんと従業員５名（正社員２名、パートタイマー３名）でＫＢ電器店を経営している。
・ 正社員２名とパートタイマー３名の職務内容（業務の内容と責任の程度）は同一であり、全員が長期にわたる雇用を希望している。

（問題１２）

（設問Ａ）浩二さんは、生命保険契約に関する一般的なルールについて知りたいと思い、ＣＦＰ®認定者に相談した。生命保険契約についての保険法の規定およびそれに基づく取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．保険契約者等が故意により告知義務に違反した場合でも、保険契約の締結時に保険会社がその事実を過失によって知らなかったときは、保険会社は保険契約を解除することはできない。
２．保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約は、被保険者の同意がなくても効力を生じる。
３．保険金受取人を変更する意思表示が保険会社に到達する前に、保険会社が変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合、その保険金の支払いは有効である。
４．保険金受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１３）

（設問Ｂ）朋子さんは、下記＜資料＞ＫＣ生命保険会社の医療保険に加入することを検討している。＜資料＞の医療保険の商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

健康に不安のある方でも加入しやすい医療保険です！
３つの基本告知項目がすべて「いいえ」ならお申込みいただけます！

●基本告知項目		CHECK
①	直近３ヵ月以内に、医師より入院・手術（カテーテル・レーザー・内視鏡によるものも含みます）・検査・先進医療をすすめられたことがありますか。 ただし、表１の病気やケガによる入院をすすめられた場合で、告知日時点ですでに退院している、もしくは手術済みである場合、または表２の手術をすすめられた場合は「いいえ」となります。	いいえ □
②	過去２年以内に、病気やケガで入院・手術（カテーテル・レーザー・内視鏡によるものも含みます）・先進医療をうけたことがありますか。 ただし、表１の病気やケガによる入院・手術、または表２の手術の場合は「いいえ」となります。	いいえ □
③	過去５年以内に、悪性新生物または上皮内新生物、肝硬変、認知症、アルコール依存症、統合失調症で、医師による診療（問診・診察・検査・治療・投薬）をうけたことがありますか。 ※現在、悪性新生物または上皮内新生物、肝硬変の疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。 ただし、「悪性新生物または上皮内新生物」については、治療・投薬をうけた最後の日から１０年以上経過し、現在、悪性新生物または上皮内新生物、肝硬変の疑いがあると医師に指摘されていない場合は「いいえ」となります。	いいえ □

［表１］［表２］で、告知対象外となる病気やケガ・手術をご確認ください。

［表１］

目・耳・鼻	ものもらい（めばちこ）、レーシック、急性中耳炎、鼻炎、副鼻腔炎（蓄膿症）
口・のど	歯根嚢胞、咽頭炎、喉頭炎
胃腸・肛門	急性胃腸炎、食中毒、痔
皮膚	いぼ、粉瘤、巻き爪
その他	かぜ、インフルエンザ、熱中症（日射病）、四肢の脱臼、四肢の腱または靭帯の損傷や断裂、四肢の骨折（将来抜釘を要する内固定具（金属、プレート等）が現在入っていない場合に限る）

［表２］

- 傷の処理（創傷処理、デブリードマン）
- 切開術（皮膚、鼓膜）
- 抜歯手術
- 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- 異物除去（外耳、鼻腔内）
- 鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）
- 魚の目、タコ手術（鶏眼、胼胝切除術）

※上記の手術は手術給付金の支払対象となりません。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

さらに以下の特約の付加をご希望の場合は、該当の追加告知項目がすべて「いいえ」ならお申込みいただけます！

引受緩和型抗がん剤・ホルモン剤治療特約 引受緩和型特定疾病一時給付特約（がん保障型）	⇨	④も告知	引受緩和型特定疾病一時給付特約（３大疾病保障型） 引受緩和型３大疾病保険料払込免除特約	⇨	④⑤⑥も告知

●追加告知項目		CHECK
④	過去２年以内に、医師よる診察・検査、または、健康診断・がん検診・人間ドックにおいて、以下の病気・症状で異常指摘（要再検査／要精密検査／要治療）をうけたことがありますか。 ただし、再検査・精密検査の結果、異常がないため以後の医師による診察・検査は不要とされた場合は「いいえ」となります。 ＜告知対象となる病気・症状（疑いを含む）＞ 悪性新生物または上皮内新生物、子宮頚部異形成、ポリープ、腫瘍、腫瘤、胸のしこり	いいえ □
⑤	過去２年以内に、以下の心疾患、脳血管疾患、糖尿病合併症で、医師による診療（問診・診察・検査・治療・投薬）をうけたことがありますか。 ※現在、以下の病気の疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。 心疾患：虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、急性冠症候群）、心不全、心筋症、肺塞栓症、発作性頻脈・心房細動等の不整脈、僧帽弁閉鎖不全や大動脈弁狭窄・閉鎖不全等の心臓弁膜症、ペースメーカーや体内除細動器の装着がある場合 脳血管疾患：脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）、一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症・脳動静脈奇形・もやもや病等の脳血管障害、脳動脈瘤、頚動脈閉塞 糖尿病合併症：糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経症	いいえ □
⑥	過去２年以内に、心電図検査において以下の所見で「要再検査／要精密検査／要治療」を指摘されたことがありますか。 ＜告知対象となる所見＞ 心電図所見：虚血性変化、心筋障害、心筋虚血、巨大陰性Ｔ波、ＳＴ－Ｔ異常、完全左脚ブロック、完全房室ブロック、心房細動（ＡＦ）、心室細動（ＶＦ）、ブルガダ型 ※上記の所見で過去２年以内に一度でも「要再検査」等の異常指摘をされた場合は、直近の指摘が「異常なし・要経過観察」等であってもお申込みいただけません。	いいえ □

［用語解説と留意点］

入院	教育入院、日帰り入院、検査入院も含みます。ただし、正常分娩による入院や定期的な人間ドックのための入院は含みません。なお、入院中の場合は、正常分娩による入院であってもお申込みいただけません。
手術	手術とは器具を用い、お身体に切断・摘除等の操作を加えるものすべてを指します。カテーテル・レーザー・内視鏡による手術に加え、帝王切開、体外衝撃波結石破砕術（ＥＳＷＬ）も含みます。また、ケガによる手術、日帰り手術も含みます。
検査をすすめられた	医師の診察をうけた結果、または健康診断・人間ドック・がん検診をうけた結果、診断確定のための再検査・精密検査をすすめられたことをいいます。 （再検査・精密検査をうけた結果、異常がなく、その後の治療・通院等は不要と診断された場合は除きます。）
投薬	病院や診療所で、薬の処方のみをうけた場合も含みます。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

悪性新生物 または 上皮内新生物	悪性新生物または上皮内新生物には、がん・上皮内がん・肉腫・白血病・リンパ腫・骨髄腫・骨髄異形成症候群・真性赤血球増加症・本態性（特発性）血小板血症・カルチノイド・ＧＩＳＴ（消化管間質腫瘍）・子宮頚部高度異形成（膣部を含みます。）を含みます。
病気の疑い	「病気の疑いがあると医師に指摘されている場合」には、医師から、口頭、書面を問わず、当該病気の可能性について言及されていることを含みます。 （診察・検査の結果、当該病気ではないと診断された場合は除きます。）

※告知項目がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業・過去の契約状況等によりお引受けできないことがあります。

１．過去２年以内に、外耳の異物除去手術を受けたことがある場合でも、告知項目①と③がいずれも「いいえ」であれば、この保険に申し込むことができる。

２．過去に、骨髄異形成症候群で医師による診療を受けたが、治療・投薬を受けた最後の日から１０年以上経過し、現在、骨髄異形成症候群再発の疑いがあると医師に指摘されていない場合、告知項目①と②がいずれも「いいえ」であれば、この保険に申し込むことができる。

３．過去２年以内に、糖尿病性腎症で医師の投薬（診療所で薬の処方のみ）を受けたことがある場合、告知項目①②③④⑥がいずれも「いいえ」でも、引受緩和型特定疾病一時給付特約（３大疾病保障型）を付加してこの保険に申し込むことはできない。

４．過去２年以内に、心電図検査において心筋障害による要再検査を指摘されたが、直近の指摘が「異常なし」の場合、告知項目①②③④⑤がいずれも「いいえ」であれば、引受緩和型３大疾病保険料払込免除特約を付加してこの保険に申し込むことができる。

（問題１４）

（設問Ｃ）浩二さんは、中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という）について知りたいと思い、ＣＦＰ®認定者に相談した。中退共に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

１．中退共は、従業員である実態があれば事業主の家族であっても加入できる。

２．中退共は、短時間労働者（パートタイマー等）も加入できるが、短時間労働者の特例掛金月額（掛金月額４，０００円以下）加入者については、国からの掛金の新規加入助成はない。

３．中退共では、事業主が拠出する掛金に上乗せして従業員が掛金を拠出する「マッチング拠出」を行うことはできない。

４．中退共とｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）の間では、年金資産の持ち運び（ポータビリティ）について、「中退共からｉＤｅＣｏ」、「ｉＤｅＣｏから中退共」のいずれも行うことができない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１５）

（設問D）浩二さんは、２０２７年1月に個人事業から法人組織（法人名ＫＢ株式会社、以下「ＫＢ社」という）に変更し、現在個人で加入している生命保険契約を下記＜資料＞のとおりＫＢ社の名義に変更する予定である。名義変更時の経理処理等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料＞

保険種類：定期保険特約付終身保険（特約保険期間１５年）

契約形態：

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	浩二さん	ＫＢ社
被保険者	浩二さん	浩二さん （代表取締役社長）
死亡保険金受取人	朋子さん	ＫＢ社

［名義変更時］

① 既払込保険料総額：３００万円（内訳：主契約１００万円、定期保険特約２００万円）

② 解約返戻金相当額：８０万円（次の③の金額を含まず、④の金額を控除する前の金額）

③ 配当金：５万円

④ 契約者貸付金元利合計額：３５万円（元本３４万円、利息１万円）

1．ＫＢ社が浩二さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、既払込保険料総額３００万円を保険積立金、配当金５万円を配当金積立金として資産に計上する。

2．ＫＢ社が浩二さんから生命保険契約の権利を買い取る場合、契約者貸付金元利合計額３５万円を負債に計上する。

3．ＫＢ社が浩二さんから生命保険契約の権利を無償で譲り受ける場合、解約返戻金相当額８０万円と配当金５万円の合計８５万円から契約者貸付金元利合計額３５万円を差し引いた５０万円が雑収入となる。

4．ＫＢ社が浩二さんから生命保険契約の権利を無償で譲り受ける場合、浩二さん個人には課税関係は発生しない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問５

山岸淳一さん（以下「淳一さん」という）は、２０２６年１２月に勤めている会社を定年退職する予定のため、加入している生命保険の見直しを検討しており、ＣＦＰ®認定者に相談しました。以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

［家族構成］

氏名	続柄	年齢	備考
山岸　淳一	本人	６４歳	会社員
山岸　久美子	妻	６２歳	専業主婦

（問題１６）

（設問Ａ）淳一さんは、新たな生命保険に加入するに当たり、保険契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」という）についてＣＦＰ®認定者に相談した。クーリング・オフに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない要件は満たしているものとする。

１．生命保険への加入に当たり医師による診査を受けた場合、その契約はクーリング・オフの対象とならない。
２．保険会社に対するクーリング・オフの申出は、電子メールで行うことができない。
３．クーリング・オフの期間は、「クーリング・オフに関する書面を受け取った日」か「申込日」のいずれか遅い日から起算して、原則８日間である。
４．保険期間が１年以内の保険契約は、クーリング・オフの対象とならない。

（問題１７）

（設問Ｂ）淳一さんは、生命保険の見直しに際し、かんぽ生命の商品も候補の一つと考え、ＣＦＰ®認定者に相談した。かんぽ生命の特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．６５歳時に死亡保障に加入するとき、契約日を含めて４年以上経過した別の契約がある場合は、被保険者１人について累計で２，０００万円まで加入できる。
２．加入する場合、医師による診査はなく、告知書扱いでの申込みとなる。
３．医療保障を準備する場合、かんぽ生命には病気・ケガだけに備える医療保険商品はないため、医療特約を付加することになる。
４．かんぽ生命の保険契約は、生命保険契約者保護機構による補償の対象となっている。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題１８）

（設問Ｃ）淳一さんは老後の医療の備えとして少額短期保険も検討しており、ＣＦＰ®認定者に相談した。少額短期保険業制度に関する＜資料＞の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

＜資料＞

○保険期間の上限

区分	保険期間の上限
第一分野商品	１年
第二分野商品	２年
第三分野商品	（　ア　）

○保険金額の上限（１被保険者当たり）

区分	保険金額の上限
疾病による死亡・重度障害	３００万円
疾病・傷害による入院給付金等	（　イ　）
傷害による死亡	３００万円
調整規定付傷害死亡	６００万円
傷害を原因とする特定重度障害	６００万円
損害保険	１,０００万円
低発生率保険	１,０００万円

※１人の被保険者につき加入できる保険金額の限度額は、低発生率保険を除いて（　ウ　）である。

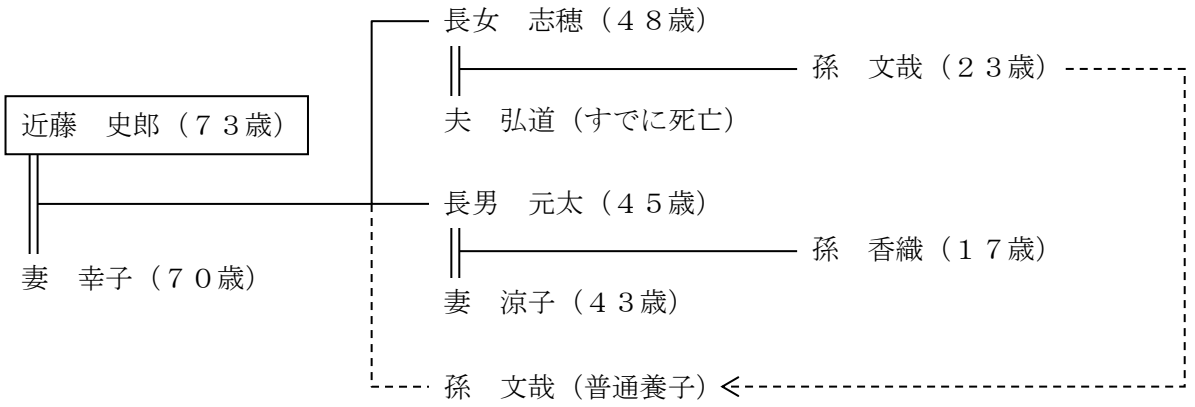
１.（ア）１年　（イ）　８０万円　（ウ）１,０００万円
２.（ア）１年　（イ）１００万円　（ウ）１,３００万円
３.（ア）２年　（イ）１００万円　（ウ）１,０００万円
４.（ア）２年　（イ）　８０万円　（ウ）１,３００万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問６

東京都内で不動産賃貸業を営んでいる近藤史郎さん（以下「史郎さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、ＣＦＰ®認定者に相談しました。以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

［親族関係図］



［状況等］

・ 史郎さんは現在個人事業主として不動産賃貸業を営んでおり、妻の幸子さんと長女の志穂さんが従業員として働いている。
・ 志穂さんの夫はすでに死亡し、志穂さんと文哉さんは現在史郎さん夫婦と同居している。
・ 近藤さん夫婦は孫の文哉さんと養子縁組をしている。
・ 史郎さんの相続発生時には、法定相続人以外で相続等により財産を取得する者はおらず、すべての相続人は相続放棄をしないものとする。

［史郎さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険契約を除く）］

自宅（土地・建物）：８，０００万円
※土地は小規模宅地等の特例適用後
賃貸用不動産：２０，０００万円
預貯金：５，０００万円
有価証券等：３，０００万円
その他の財産：２，０００万円
※史郎さんの住所および保有する財産は、日本国内にあるものとする。

［生命保険契約一覧］

契約	保険契約者 （保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	史郎さん	史郎さん	幸子さん	１，７００万円
②			志穂さん	１，０００万円
③			元太さん	１，０００万円
④			文哉さん	１，０００万円
⑤			香織さん	３００万円
⑥	幸子さん		幸子さん	１，０００万円

［少額短期保険契約一覧］

契約	保険契約者 （保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
⑦	史郎さん	史郎さん	幸子さん	３００万円

（問題１９）

（設問Ａ）現時点で史郎さんが死亡した場合に生命保険会社から支払われる死亡保険金のうち、幸子さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。

１．　８５０万円
２．１，２００万円
３．１，２５０万円
４．２，０００万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２０）

（設問Ｂ）史郎さんは、長男の元太さんを後継者として考えており、妻の幸子さんに自宅、元太さんに不動産賃貸業に関わる個人資産をすべて相続させようと考えているが、その場合、長女の志穂さんが財産分割に対して不公平を感じないかを心配している。そこで、ＣＦＰ®認定者は、生命保険契約等を活用した代償分割による解決策を提案した。代償分割に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

１．「代償交付金の準備を目的とした生命保険契約の場合、被保険者を史郎さん、死亡保険金受取人を元太さんとする必要がありますが、保険契約者（保険料負担者）については史郎さんまたは元太さんとすることができます。」

２．「代償分割の内容を遺産分割協議書に明記することにより、志穂さんが受け取った代償財産は相続税の課税対象となります。」

３．「元太さんが代償交付金を交付した場合、元太さんの相続税の課税価格を計算するときに相続または遺贈により取得した財産の価額から代償交付金の金額を差し引くことができます。」

４．「元太さんが現金の代わりに保有する不動産を代償交付した場合は、不動産の取得価額と交付時の時価との差額が元太さんの所得税および住民税の課税対象となりますが、志穂さんの相続税の課税価格には影響しません。」

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２１）

（設問Ｃ）ＣＦＰ®認定者は、史郎さんの死亡に備えた相続対策（１次相続対策）だけでなく、幸子さんの死亡に備えた相続対策（２次相続対策）も重要であることを史郎さんに説明し、下記の終身保険の契約形態を提案した。生命保険を活用した２次相続対策に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

＜契約形態＞

契約	保険契約者 （保険料負担者）	被保険者	死亡保険金 受取人	備考
①	史郎さん	幸子さん	史郎さん	
②	幸子さん	幸子さん	元太さん	（注１）
③	元太さん	幸子さん	元太さん	（注２）

（注１）史郎さんから幸子さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により加入する。

（注２）史郎さんから元太さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する方法により加入し、史郎さんが死亡した後は、幸子さんから元太さんに保険料相当額を毎年適正に贈与する。

１．契約①に加入後、史郎さんが死亡し保険契約者（保険料負担者）と死亡保険金受取人を志穂さんに変更した場合、その後、幸子さんが死亡したときに志穂さんが受け取る死亡保険金は、全額が所得税（一時所得）の課税対象となる。

２．契約①に加入後、史郎さんが死亡し保険契約者（保険料負担者）を幸子さん、死亡保険金受取人を元太さんに変更した場合、その後、幸子さんが死亡したときに元太さんが受け取る死亡保険金は、全額が相続税の課税対象となる。

３．契約②に加入後、幸子さんが史郎さんよりも先に死亡した場合、元太さんが受け取る死亡保険金は、全額が贈与税の課税対象となる。

４．契約③に加入後、史郎さんの死亡後に幸子さんが死亡した場合、元太さんが受け取る保険金は、全額が所得税（一時所得）の課税対象となる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問７

ＮＣ株式会社（以下「ＮＣ社」という）の設立時より代表取締役社長である筒井直樹さん（以下「筒井社長」という）は、事業承継や役員の退職金と生命保険について見直しを検討しており、ＣＦＰ®認定者に相談しました。以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

［ＮＣ社の概要］

業種：製造業

設立：１９９６年４月１日

資本金：１,０００万円

従業員数：３０名

［家族構成］

氏名	続柄	年齢	備考
筒井　直樹	本人	５８歳	代表取締役社長
筒井　悦子	妻	５３歳	専業主婦
筒井　真奈美	長女	３０歳	総務部長
筒井　浩一	長男	２６歳	営業課長

＜資料１＞

［会社決算状況］

・ 貸借対照表

２０２６年3月３１日　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
＜流動資産＞	155,000	＜流動負債＞	135,000
現金・預金	80,000	短期借入金	75,000
売掛金	30,000	買掛金	30,000
受取手形	25,000	支払手形	30,000
棚卸資産	20,000	＜固定負債＞	125,000
＜固定資産＞	190,000	長期借入金	125,000
有形固定資産	130,000	純資産の部	
土地	40,000	＜株主資本＞	85,000
建物	45,000	資本金	10,000
設備・備品	45,000	利益剰余金	75,000
投資その他の資産	60,000		
保証金	10,000		
保険積立金	50,000		
合計	345,000	合計	345,000

・ 損益計算書

自　２０２５年4月　１日
至　２０２６年3月３１日　　（単位：千円）

科目	
売上高	440,000
売上原価	260,000
売上総利益	180,000
販売費・一般管理費	160,000
営業利益	20,000
営業外収益	1,000
営業外費用	6,000
経常利益	15,000
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期利益	15,000
法人税等	5,000
当期純利益	10,000

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜資料２＞

［役員退職慰労金規程］

第１条（総則）

当社の取締役または監査役（以下「役員」という）が退職したとき、または役掌が大きく変更したときは、株主総会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

第２条（目的）

この規程は、役員の退職または法人税基本通達による分掌変更等の場合に、一時金および分割払いによる支給を行い、もって役員在任期間中の功労に報い、退職後における役員または遺族の生活の安定に寄与する目的とする。

第３条（適用の範囲）

この規程は、全役員に適用する。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、退職慰労金を減額または支給しないことがある。

１．退職に当たり、所定の手続きおよび事務処理等をなさず、会社業務の運用に支障をきたす場合。

２．退職に当たり、会社の信用を傷つけ、または在任中知り得た会社の機密を漏らすことによって、会社に損害を与えるおそれのある場合。

３．在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合。

４．その他前各項に準ずる行為があり、取締役会で減額ないし不支給を適当と認めた場合。

第４条（算定基準）

１．退職慰労金の算定は、退任時最終報酬月額に役員在任年数を乗じ、退任時役位別倍率を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、算定額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。

２．役位に変更がある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とする。

役位別倍率

代表取締役社長	３．０	専務取締役	２．５	常務取締役	２．０
取締役	１．０	監査役	１．０		

第５条（在任期間）

役員在任年数は１ヵ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、１ヵ月未満は１ヵ月に切り上げる。

第６条（功績加算）

在任中に特に功績顕著と認められる役員に対しては、第４条により算定される退職慰労金額にその３０％を超えない額を限度として、加算することがある。

第７条（弔慰金）

任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給する。

業務上の死亡の場合：死亡時の報酬月額×３６ヵ月

業務外の死亡の場合：死亡時の報酬月額×６ヵ月

第８条（支給時期）

退職慰労金・弔慰金の支給時期は原則として株主総会の決議または承認後１ヵ月以内とする。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

第９条（死亡役員に対する死亡退職金等）
１．死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は、役員が指定した遺族に支給する。
２．遺族が指定されていないときは、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。
第１０条（生命保険契約の締結）
１．会社は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。
２．役員が退職したときは退職慰労金の全部または一部として、この保険契約上の名義を退職役員に変更のうえ、保険証券を交付することがある。
３．新任の役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。
第１１条（使用人兼務役員の取扱い）
　この規程により支給する退職慰労金には、使用人兼務役員に対し使用人として支給すべき退職給与を含まない。
第１２条（規程の改正）
　この規程は、改定権を有する取締役会の決議をもって随時改正することができる。
第１３条（その他）
　本規程に定めなき事項については、取締役会で協議決定する。
第１４条（施行日）
　この規程は、２０２０年４月１日より施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

（問題２２）

（設問Ａ）筒井社長は将来、長男の浩一さんを代表取締役社長として選任し、自身は２０３３年３月３１日に代表取締役社長を退任して退職金を受け取る予定である。その後５年間、非常勤取締役として勤務し、２０３８年３月３１日に完全退職することを考えている。代表取締役社長退任時の退職慰労金および非常勤取締役退任時の退職慰労金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜条件＞を参照すること。

＜条件＞

・ 代表取締役社長退任時の報酬月額は８０万円、非常勤取締役退任時の報酬月額は３０万円とする。
・ 代表取締役社長退任時の退職慰労金に３０％の功績加算があるものとする。
・ 代表取締役社長として３７年、非常勤取締役として５年務めたものとする。

１．　９,０３０万円
２．１１,５４４万円
３．１１,６９４万円
４．１１,７３９万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２３）

（設問Ｂ）筒井社長は、今後新たに加入する生命保険契約の現物で役員退職金を受け取ることを検討している。生命保険契約の現物支給に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．ＮＣ社が低解約返戻金型逓増定期保険に加入し、低解約返戻金期間中に筒井社長個人に名義変更する場合、名義変更時の解約返戻金の額が資産計上額の７０％相当額未満のときには、資産計上額相当を現物支給したものとして評価する。
２．ＮＣ社が低解約返戻金型逓増定期保険に加入し、低解約返戻金期間中に筒井社長個人に名義変更する場合、名義変更時の解約返戻金の額が資産計上額の７０％相当額以上のときには、資産計上額から解約返戻金額を差し引いた額を雑収入または雑損失として処理する。
３．ＮＣ社が低解約返戻金型逓増定期保険に加入した後、低解約返戻金期間中に復旧することのできる払済保険に変更し、そのまま筒井社長個人に名義変更する場合、払済保険に変更したときに洗替えされた資産計上額に法人が損金算入した金額を加算した金額相当を現物支給したものとして評価する。
４．ＮＣ社が低解約返戻金型逓増定期保険に加入した後、低解約返戻金期間中に復旧することのできる払済保険に変更し、そのまま筒井社長個人に名義変更する場合の資産計上額には、預け金として処理した前納保険料の金額を加算する必要はない。

（問題２４）

（設問Ｃ）筒井社長は、事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、ＣＦＰ®認定者に相談した。下記＜前提条件＞に基づき、法人税等控除後でも、最低限必要な事業保障資金を確保できる金額として、正しいものはどれか。

＜前提条件＞

（１）事業保障資金の必要額は、次の①から③までの合計額とする。
　① 流動負債は売掛金で相殺するものとし、この差額
　② 筒井社長は長男の浩一さんを後継者にしたいため、浩一さんに連帯保証債務を残したくないと思っている。長期借入金については筒井社長が連帯保証人になっているため、この額
　③ 筒井社長が急逝した場合の当面の運転資金として、販売費・一般管理費の３ヵ月分の額
（２）死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人税等の実効税率を３５％とする。
（３）計算結果については、百万円未満は切り上げるものとする。

１．３８,６００万円
２．４１,６００万円
３．４６,２００万円
４．６０,０００万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２５）

（設問Ｄ）ＣＦＰ®認定者は、筒井社長に役員退職慰労金の準備と事業保障資金の必要額を補うために定期保険への加入を提案した。下記＜条件＞に基づき、ＮＣ社が定期保険に加入した場合、契約初回の保険料支払時のＮＣ社の経理処理として、正しいものはどれか。

＜条件＞

［ＮＣ社が加入を検討している生命保険］

保険種類：定期保険（無配当）

契約日：２０２６年１２月１日

保険契約者：ＮＣ社

被保険者：筒井社長（契約年齢５８歳）

死亡保険金受取人：ＮＣ社

死亡保険金額：１億円

保険期間：１００歳満了

保険料払込期間：１００歳（全期払い）

年払い保険料：３６０万円

［保険料累計額と解約返戻金の推移］

経過年数	年齢	保険料累計額	解約返戻金額
１年	５９歳	３６０万円	２２７万円
３年	６１歳	１,０８０万円	８２１万円
５年	６３歳	１,８００万円	１,４２２万円
１０年	６８歳	３,６００万円	２,９１６万円
１５年	７３歳	５,４００万円	４,３２０万円
２０年	７８歳	７,２００万円	５,６８８万円
３０年	８８歳	１０,８００万円	８,２０８万円

※解約返戻金額は、各経過年数の契約応当日の前日時点の金額を記載している。

※解約返戻金額を保険料累計額で割った値（解約返戻率）は経過年数１０年の時点で最も高くなるものとする。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

１．

	借方		貸方
支払保険料	１，４４０，０００円	現金・預金	３，６００，０００円
前払保険料	２，１６０，０００円		

２．

	借方		貸方
支払保険料	１，８００，０００円	現金・預金	３，６００，０００円
前払保険料	１，８００，０００円		

３．

	借方		貸方
支払保険料	２，１６０，０００円	現金・預金	３，６００，０００円
前払保険料	１，４４０，０００円		

４．

	借方		貸方
支払保険料	２，５２０，０００円	現金・預金	３，６００，０００円
前払保険料	１，０８０，０００円		

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問８

ＨＸ株式会社（以下「ＨＸ社」という）は、小売業の専門店を多店舗展開する企業で、ここ数年は業績を順調に伸ばしています。ＨＸ社の代表取締役社長である広尾さん（以下「広尾社長」という）は、今後のさらなる事業の拡大に備えて優秀な人材を獲得するために人事制度、福利厚生制度の見直しを検討する必要があると考え、ＣＦＰ®認定者に相談しました。以下の設問Ａ～Ｅについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

［ＨＸ社の概要］
業種：小売業
設立：１９９６年１０月１日
資本金：１，０００万円
従業員数：正社員４８名
定年：６０歳
福利厚生：退職金（一時金）制度、弔慰金・見舞金制度
　　中小企業退職金共済（退職金制度の退職金準備手段として加入）

＜資料＞

［従業員退職金規程］

第１条（適用範囲）
１．この規程は、就業規則の規程に基づき従業員の退職金について定めたものである。
２．この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー・アルバイトなどの就業形態の従業員についてはこの限りではない。

第２条（退職金の支給要件）
１．退職金は満３年以上勤務した従業員が以下の各号の一に該当する事由により退職した場合に支給する。
　① 定年
　② 事業の縮小など業務上の都合による解雇
　③ 業務上の事由による死亡・傷病
　④ 自己都合
　⑤ 業務外の事由による死亡・傷病
２．この規程において会社都合退職とは第１項第１号から第３号までをいう。
３．この規程において自己都合退職とは第１項第４号および第５号をいう。

第３条（基本退職金の計算）
１．基本退職金は退職時点における本人の持ち点に１点当たりの単価を乗じて算出する。
２．前項の１点当たりの単価は１０，０００円とする。ただし、社会情勢の変動に応じ、この単価を改定する場合がある。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

第４条（基本退職金の加減率）

基本退職金の退職事由別加減率は次のとおりとする。

１．会社都合による退職の場合は基本退職金満額を支給する。

２．自己都合による退職の場合は別表１に定める率を適用する。

第５条（算出金額の端数処理）

この規程による退職金の算出金額に１０，０００円未満の端数が生じたときは、これを１０，０００円に切り上げる。

第６条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除する。

第７条（支払の時期および方法）

退職金は、退職または解雇の日から３０日以内に通貨で直接、支給対象者にその金額を支払う。ただし、その者の同意がある場合は、その指定する金融機関口座への振込みまたは金融機関振出小切手などの方法により支払う。

第８条（遺族の範囲および順位）

本人死亡のときの退職金を受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則第４２条から第４５条までに定めるところによる。

第９条（退職金の不支給）

１．以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。ただし、事情により第２条に規定する自己都合退職金支給額に相当する退職金を支給することがある。

① 就業規則に定める懲戒規程に基づき懲戒解雇された者

② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

２．退職金の支給後に前項第２号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を当該従業員であった者または前条の遺族に求めることができる。

第１０条（持ち点の付与）

１．会社は毎年４月１日に直前の計算期間の勤続ポイントおよび職位ポイントを従業員に付与し、その時点の持ち点に加算する。退職時点における本人の持ち点とは、持ち点に、持ち点加算時点から退職時点までの勤続期間に応じた勤続ポイントおよび職位ポイントを付与したものとする。

２．勤続ポイントは別表２に定める。

３．職位ポイントは別表３に定める。

第１１条（付与点の計算期間）

１．付与点の計算期間は４月から翌年の３月までの期間とする。

２．一計算期間の中で勤続１年に満たない期間は、一計算期間を月数按分にて計算する。計算期間中途における退職および職位変更のときも同様とする。

３．前項の場合、１ヵ月に満たない期間は切り捨てる。

４．正社員以外での勤続期間は含めない。

５．休職期間については会社が特別に認めたとき以外は勤続期間としない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

６．毎年の付与すべき点数に端数が出た場合は、勤続ポイントおよび職位ポイントそれぞれの小数点以下を切り上げ、合計する。

第１２条（外部積立てによる退職金の支給）

会社が、中小企業退職金共済制度など外部機関において積立てを行っている場合は、当該外部機関から支給される退職金は、会社が直接本人に支給したものとみなし、第３条および第４条に規定する算出方法により会社から直接支給する退職金は、当該外部機関から支給される退職金の額を控除した額とする。

第１３条（改定）

この規程は会社の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

［別表１　基本退職金自己都合支給率表］

勤続年数	支給率
３年未満	０％
３年以上　　５年未満	２５％
５年以上　１０年未満	５０％
１０年以上　２０年未満	７５％
２０年以上	１００％

［別表２　勤続ポイント表］

勤続年数	付与点	勤続年数	付与点
１	０	１３	２０
２	５	１４	２０
３	１０	１５	２５
４	１０	１６	２５
５	１５	１７	２５
６	１５	１８	２５
７	１５	１９	２５
８	１５	２０	３０
９	１５	２１	３０
１０	２０	２２	３０
１１	２０	２３	３０
１２	２０	２４	３０

［別表３　職位ポイント表］

職位	付与点
エリア長	２０
店長	１５
副店長	８
職位なし	０

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２６）

（設問Ａ）ＨＸ社の従業員である工藤さんは、２０２６年４月１日に休暇中の交通事故によって死亡した。＜資料＞および下記＜条件＞に基づき計算した工藤さんの遺族に支給される死亡退職金の額として、正しいものはどれか。

＜条件＞

勤続年数等：パートタイマーとして２００９年１０月１日から２０１２年３月末まで勤務した後、正社員として２０１２年４月１日に入社し、死亡時まで正社員として継続して勤務
職位：２０１８年４月から２０２１年３月末まで副店長、２０２１年４月から死亡時まで店長
その他：従業員退職金規程第９条に定める「不支給」、第１１条に定める「休職期間」に該当する事由はないものとする。

１．２２５万円
２．２８１万円
３．２９９万円
４．３７４万円

（問題２７）

（設問Ｂ）広尾社長は、従業員の退職金制度を将来的に見直したいと考え、ＣＦＰ®認定者に相談した。退職金および企業年金制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．退職一時金は企業が規程に基づき支給する制度であり、従業員は運用を行わず、市場変動による元本割れリスクを直接負担しない。
２．企業型確定拠出年金による退職金制度は、従業員の貢献度を掛金に反映する設計が可能である一方、給付額は従業員本人の運用次第となるため、貢献度が反映されるとは限らない。
３．企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出においては、給与を減額して事業主掛金として拠出するため、掛金相当額は社会保険料の算定対象とならない。
４．キャッシュバランスプランでは、あらかじめ定められた拠出額と指標による利息額との合計額を従業員ごとに仮想個人勘定に累積し、それを原資として給付額が算出される。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２８）

（設問Ｃ）ＨＸ社は従業員退職金の財源準備方法として、下記＜資料＞の従業員全員加入の６０歳満了養老保険（無配当）福利厚生プランに加入している。加入から１５年後に従業員の大場さんが死亡により退職する場合、大場さんの死亡退職金支給に係るＨＸ社の一連の経理処理として、最も適切なものはどれか。なお、保険料は１５年分支払い済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

＜資料＞

保険種類：養老保険（無配当）
保険契約者・満期保険金受取人：ＨＸ社
被保険者：従業員全員（普遍的加入）
死亡保険金受取人：被保険者の遺族
保険期間：各被保険者の６０歳満期
保険料払込期間：各被保険者の６０歳払込満了
大場さんに係る死亡保険金額：２００万円
大場さんに係る年払い保険料：７万円

※大場さんは３０歳で加入したものとする。
※大場さんの死亡退職金予定額は３２５万円とし、そのうち５４万円は中小企業退職金共済制度から支払われるものとする。

１．

借方		貸方	
雑損失	５２５，０００円	保険積立金	５２５，０００円
退職金	７１０，０００円	現金・預金	７１０，０００円

２．

借方		貸方	
雑損失	５２５，０００円	保険積立金	５２５，０００円
退職金	１，２５０，０００円	現金・預金	７１０，０００円
		雑収入	５４０，０００円

３．

借方		貸方	
雑損失	５２５，０００円	保険積立金	５２５，０００円
退職金	２，７１０，０００円	現金・預金	７１０，０００円
		雑収入	２，０００，０００円

４．

借方		貸方	
雑損失	５２５，０００円	保険積立金	５２５，０００円
退職金	３，２５０，０００円	現金・預金	７１０，０００円
		雑収入	２，５４０，０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題２９）

（設問D）ＨＸ社の従業員である浅見さんは、自身の生命保険のうち医療保障を充実させることについて検討している。公的医療保険制度を踏まえた医療保障額の考え方について、ＣＦＰ®認定者が行った次のアドバイスのうち、最も不適切なものはどれか。

１．「民間の医療保険を検討する際には、高額療養費制度により医療費の自己負担額が一定水準に抑えられる点等を踏まえ、必要保障額を検討するとよいでしょう。」
２．「公的医療保険が適用されない医療費は、その自己負担額が高額になる場合がありますが、民間の医療保険では公的医療保険適用外の医療費を保障対象としていないので、民間の医療保険では公的医療保険適用外の医療費負担に備えることはできません。」
３．「健康保険に加入していれば、一定の条件を満たした場合、業務外の病気やケガで働けなくなったときの所得補償があるため、民間の就業不能保障保険の加入に当たっては、その不足分を検討するとよいでしょう。」
４．「勤務先の健康保険組合によっては、独自の付加給付制度を設けている場合があり、自己負担額が少なくて済むケースがあります。民間医療保険の保障額を検討する際には、こうした給付内容も確認するとよいでしょう。」

（問題３０）

（設問Ｅ）広尾社長は、個人事業主として独立予定である従業員の杉野さんをサポートするため、老後の資金準備方法について、ＣＦＰ®認定者に相談した。個人の年金制度や商品に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。ただし、記載のない要件は満たしているものとする。

１．小規模企業共済は、任意に中途解約できるが、掛金納付月数が２４０ヵ月未満の場合は、解約手当金が掛金合計額を下回る。
２．国民年金基金は、２０歳以上６０歳未満の国民年金の第１号被保険者および一定の任意加入被保険者であれば、任意に脱退、中途解約ができる。
３．市場価格調整の機能を有する個人年金保険は、契約時に定めた予定利率で運用しているため、解約時に市場価格調整が行われた場合でも、解約返戻金が基本保険金額を下回ることはない。
４．個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ）は、中途解約して資産を引き出したり、掛金の拠出を停止することはできない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問９

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題３１）

（設問Ａ）保険法における告知義務および告知義務違反に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．保険契約者または被保険者は、危険に関する重要事項のうち損害保険会社から質問された事項について告知すればよい。
２．保険契約者または被保険者が告知事項について不実の告知をした場合、原則として、損害保険会社は損害保険契約を解除することができる。
３．損害保険会社は、損害保険契約を締結してから１年を過ぎると、告知義務違反による損害保険契約を解除することはできない。
４．損害保険会社は、保険契約者または被保険者の告知義務違反の事実を知った時から１ヵ月を過ぎると、損害保険契約を解除することはできない。

（問題３２）

（設問Ｂ）損害保険契約者保護機構（以下「保護機構」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．自動車損害賠償責任保険の保険金および解約返戻金に対する補償割合は、保険契約者を問わず１００％である。
２．マンション管理組合が契約する火災保険において、損害保険会社が破綻して３ヵ月以内に発生した保険事故の場合、保護機構による保険金支払いの補償割合は１００％である。
３．法人が契約する所得補償保険の保険金に対する補償割合は、破綻後の経過期間にかかわらず９０％である。
４．日本国内で損害保険業を営んでいる外国損害保険会社が破綻した場合、保護機構の補償の対象とならない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３３）

（設問Ｃ）損害保険の紛争解決機関に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

１．一般社団法人日本損害保険協会内の「そんぽＡＤＲセンター」では、過失割合や賠償金額の妥当性を判断したうえで、損害保険会社と契約者間の紛争解決に関する支援を行っている。
２．公益財団法人交通事故紛争処理センターでは、自転車と歩行者との交通事故に関する紛争の適正な処理を行っている。
３．一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構では、自動車損害賠償責任保険等の人身事故や物損事故に関する支払いに係る紛争の解決による被害者保護を図るための事業を行っている。
４．一般社団法人保険オンブズマンでは、外資系損害保険会社または保険仲立人と顧客との間に生じた紛争の解決手続きを行っている。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１０

損害保険の保険金等に関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題３４）

（設問Ａ）高倉さんは、自動車で高速道路を走行中に分離帯に衝突し、車両が横転して死亡した。下記＜条件＞に基づき、高倉さんの自動車保険から支払われる人身傷害保険金、車両保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料＞を参照すること。

＜条件＞

［高倉さんの自動車保険の契約内容］
保険契約者・記名被保険者・車両所有者：高倉さん
保険期間：２０２６年６月５日から１年間
対人賠償責任保険金額：無制限
対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：０円）
人身傷害保険金額：７,０００万円（１名につき）
車両保険金額：３１０万円（免責金額：１０万円）
車両保険価額：３１０万円

［事故状況］
高倉さんの自動車に同乗者はいない。
相手車両はなく、高倉さんの自動車の損害以外に、この事故による物的な損害はない。

［高倉さんの損害額］
人身傷害条項損害額基準により算出された死亡による損害：７,４５０万円
後遺障害・傷害による損害：なし
損害防止費用および権利保全行使費用：なし
※人身傷害条項第７条に該当する費用である。
車両の損害：全損
※車両条項第５条（１）①の全損に該当する。

［その他回収金など］
労働者災害補償制度からの給付金：なし
その他の自動車保険・共済等には加入しておらず、保険金・給付金等も受け取っていない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜資料＞

［個人総合自動車保険　普通保険約款（抜粋）］

第２章　人身傷害条項

第１条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注）に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、保険金請求権者に人身傷害保険金を支払います。

① 自動車の運行に起因する事故

② 本条①以外で、ご契約のお車の運行中の事故

（注）損害とは、第６条（損害の額の決定）に定める損害の額をいいます。

第２条～第４条－省略－

第５条（支払保険金の計算）

（１）１回の人身傷害事故につき当社の支払う人身傷害保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被保険者１名につき、それぞれ人身傷害保険金額を限度とします。

人身傷害保険金の額	＝	第６条（損害の額の決定）（１）の規定により決定される損害の額	＋	第７条（費用）の費用	－	次の①から⑥までの合計額

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額

② 第１条（保険金を支払う場合）の損害について賠償義務者がある場合は、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対人賠償保険等によって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額

③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額

⑤ 第６条（損害の額の決定）（１）の規定により決定される損害の額および第７条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑥ 本条（１）①から⑤までのほか、第１条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

（２）－省略－

第６条（損害の額の決定）

（１）当社が人身傷害保険金を支払うべき損害の額は、人身傷害事故によって被保険者に次のいずれかに該当する損害が発生した場合に、その区分ごとに、それぞれ＜別紙＞人身傷害条項損害額基準により算定された金額の合計額とします。ただし、賠償義務者が自動車の運行に起因して被保険者を死傷させた場合において、その区分ごとに算定された額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

① 傷害を被り、その直接の結果として、治療を要したことによる損害

② 傷害を被り、その直接の結果として、＜別表１＞後遺障害等級表の１または＜別表１＞の２に掲げる後遺障害が発生したことによる損害

③ 傷害を被り、その直接の結果として、死亡したことによる損害

（２）－省略－

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

第７条（費用）
　保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

費用	説明
① 損害防止費用	－省略－
② 権利保全行使費用	－省略－

第８条～第１０条－省略－

第３章　車両条項
第１条（保険金を支払う場合）
（１）当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に発生した損害およびご契約のお車の盗難によって発生した損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に車両保険金を支払います。
（２）本条（１）のご契約のお車には、付属品を含みます。
第２条（補償の対象となる方－被保険者）
　この車両条項における被保険者は、ご契約のお車の所有者とします。
第３条（保険金額）
　当社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結の時におけるご契約のお車の価額を、車両保険金額として定めるものとします。
第４条－省略－
第５条（支払保険金の計算）
（１）１回の事故につき当社の支払う車両保険金の額は、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額	
	車両保険金額が保険価額以上の場合	車両保険金額が保険価額に達しない場合
① 全損の場合	保険価額	車両保険金額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額とします。ただし、保険価額を限度とします。 ［第６条（損害の額の決定）②の損害の額］－［保険証券に免責金額の記載がある場合はその免責金額］	次の算式によって算出される額とします。ただし、車両保険金額を限度とします。 （［第６条②の損害の額］－［保険証券に免責金額の記載がある場合はその免責金額］）×車両保険金額／保険価額

（２）～（４）－省略－
第６条（損害の額の決定）
　当社が車両保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。
　① 全損の場合は、保険価額
　② 分損の場合は、次の算式によって算出される額

［損害の額］＝［修理費の額］－［修理に際し部分品を交換したために、ご契約のお車全体として価額の増加が発生した場合は、その増加額］－［修理に伴って発生した残存物がある場合は、その残存物の価額］

以下－省略－

１．７，３００万円
２．７，３１０万円
３．７，７５０万円
４．７，７６０万円

（問題３５）

（設問Ｂ）ＺＤ株式会社に勤務する牧村さん（勤務先の健康保険組合の被保険者）は、疾病の治療のために国内の病院に入院し、完治して退院した。下記＜条件＞に基づき、牧村さんに支払われる医療総合保険の保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、これまでに保険金の支払いは一切ないものとする。また、解答に当たっては、＜資料１＞～＜資料３＞を参照すること。

＜条件＞

［牧村さんの医療総合保険の契約内容］
入院治療費用保険金（３型）：約款記載の保険金額
１入院支払限度額日数３６５日
１回の入院につき１２０万円限度
入院諸費用保険金：１回の入院につき１００万円限度
差額ベッド代は入院日数×３万円限度
先進医療費用保険金：先進医療の技術料と同額
保険期間通算２，０００万円限度
※他の特約は付帯されていない。
※健康保険の高額療養費制度が適用された場合でも入院治療費用保険金は減額されない。

［入院状況および牧村さんが負担した費用等の内容］
・ 入院日数は１０日間で、通院はしていない。
・ 入院中の療養に係る診療報酬点数の合計は１４３，８００点で、すべて入院の直接の原因となった身体障害に対する療養に係るものである。
・ 入院中の食事療養標準負担額として、１５，３００円を支払った。
・ 入院期間中は個室を使用し、入院１日につき１８，１００円の差額ベッド代を支払った。
・ 先進医療に要した技術料として３７５，０００円を入院治療費とは別に支払った。
※入院の原因は責任開始期以後の保険期間中の発症であることを保険会社が認定済み。
※治療は自由診療ではなく公的医療保険制度の給付対象であることを保険会社が認定済み。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜資料１＞

［医療総合保険　入院治療費用補償特約（抜粋)］

第１条（保険金を支払う場合）

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院を開始した場合をいい、当会社は、その入院に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。ただし、公的医療保険制度において保険給付の対象となった日本国内での入院に限ります。

第２条～第３条－省略－

第４条（保険金の支払額）

（１）当会社が支払うべき保険金の額は次の①および②の合算額とします。

① 保険証券記載の型に応じた下記の額

型	型に応じた支払額 （１円位で四捨五入し１０円単位とする。）
１型	入院中の療養に係る診療報酬点数（注）×１円
２型	入院中の療養に係る診療報酬点数（注）×２円
３型	入院中の療養に係る診療報酬点数（注）×３円

② 入院時の食事療養に要した費用のうち食事療養標準負担額、または生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額

（注）第１条（保険金を支払う場合）の身体障害を被った場合における、その身体障害に対する療養に係る診療報酬点数（厚生省告示および厚生労働省告示に基づくもの）とします。

（２）～（８）－省略－

以下－省略－

＜資料２＞

［医療総合保険　入院諸費用補償特約（抜粋)］

第１条（保険金を支払う場合）

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として入院を開始した場合をいい、当会社は、その入院による第４条（入院諸費用の範囲）に規定する入院諸費用を負担したことに対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。ただし、日本国内での入院に限ります。

第２条～第３条－省略－

第４条（入院諸費用の範囲）

（１）入院諸費用とは、被保険者が日本国内での入院により負担した次の費用をいいます。

① 差額ベッド代

② 被保険者が別表１に掲げるいずれかの状態に該当し、かつ被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした場合の次に掲げる費用

ア．親族付添費

イ．交通費

ウ．寝具等の使用料

③ 被保険者の家庭において次に掲げるいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー等の雇入費用または被保険者と同居の親族を一時的に保育所へ預け入れるための費用

ア．被保険者以外の医師が付添を必要と認めた期間

イ．家事従事者が入院中の被保険者に付き添いしている期間

ウ．家事従事者である被保険者が入院している期間

④ 被保険者の療養に必要かつ有益な諸雑費

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

⑤ 入院のために必要とした病院等までの交通費、被保険者以外の医師が必要と認めた転院のために必要とした交通費、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。ただし、先進医療費用補償特約が付帯された場合、同特約第４条（先進医療費用の範囲）②に規定する交通費を除きます。

⑥～⑨ －省略－

（２）～（６）－省略－

以下－省略－

＜資料３＞

［医療総合保険　先進医療費用補償特約（抜粋）］

第１条（保険金を支払う場合）

この特約において、「保険金支払事由」とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として日本国内で先進医療または患者申出療養による療養を受けた場合をいい、当会社は、その療養に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

第２条～第３条－省略－

第４条（先進医療費用の範囲）

先進医療費用とは、被保険者の先進医療または患者申出療養による療養に係る次のものをいいます。

① 先進医療または患者申出療養の技術に係る費用

② 先進医療または患者申出療養を受けるために必要とした保険医療機関までの交通費、被保険者以外の医師が必要と認めた保険医療機関への転院のために必要とした交通費、およびこれらの保険医療機関からの退院または帰宅のために必要とした保険医療機関から住居までの交通費

③ 先進医療または患者申出療養を受けるために必要とした被保険者の宿泊する施設の客室料

第５条（保険金の支払額）

（１）当会社が支払うべき保険金の額は、前条①から③までの規定による費用の額とし、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額をもって限度とします。

（２）－省略－

以下－省略－

１．　６２７,７００円

２．　８２１,７００円

３．　９８７,４００円

４．１,００２,７００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３６）

（設問Ｃ）西岡さんは、海外旅行中に所有する携行品が損害を被り、海外旅行保険の保険金を請求した。下記＜条件＞に基づき、海外旅行保険の携行品損害補償特約から西岡さんに支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料＞を参照すること。

＜条件＞

［西岡さんの海外旅行保険の契約内容］

保険契約者・被保険者：西岡さん

保険期間：２０２６年7月１０日から１４日間

傷害死亡保険金額：１,０００万円

疾病死亡保険金額：１,０００万円

傷害治療費用保険金額：７００万円

疾病治療費用保険金額：７００万円

賠償責任保険金額：１億円

携行品損害保険金額：５０万円（免責金額：１万円）

※保険証券には保険の対象から除外される物の記載はない。

※他の特約は付帯されていない。

［西岡さんが損害を受けた携行品の損害額等］

	品目	損害内容	損害額
①	現金	盗難	現地の通貨　４万円
②	携行中のキャリーバッグ（保険価額：５万円）	変色、すり傷	修理費用　２万円
③	クレジットカード	盗難	不正使用被害　８万円
④	ビデオカメラ（保険価額：１６万円）	屋外で誤って落とし破損	修理費用　１１万円
⑤	パスポート	置き忘れ	渡航書取得費用　３万円

※損害額はいずれも確定した金額である。

※修理による増加金額や残存物はない。

※他の保険会社との重複契約はない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

＜資料＞

［携行品損害補償特約（抜粋）］

第１条［この特約の適用条件］

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条［保険の対象およびその範囲］

（１）保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行している身の回り品とします。

（２）本条（１）の身の回り品が居住施設内にある間は、保険の対象に含まれません。

（３）本条（１）の規定にかかわらず、次の①から⑩までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物

② 預金証書または貯金証書、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物（注１）

③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物

④ 船舶、自動車等およびこれらの付属品

⑤ 被保険者が別表１に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウインドサーフィン、サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具

⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物

⑦ 動物および植物

⑧ 商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等

⑨ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑩ その他保険証券に保険の対象に含まない旨記載された物

（注１）パスポートについては、保険の対象に含まれます。

第３条［保険金を支払う場合］

当社は、被保険者が旅行行程中に発生した偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、携行品損害保険金を支払います。

第４条［保険金を支払わない場合］

当社は、次の①から⑭までのいずれかに該当する事由によって発生した損害に対しては、携行品損害保険金を支払いません。

①～⑨－省略－

⑩ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等

⑪ 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの

⑫ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に発生した損害については、この規定を適用しません。

⑬ 保険の対象の置き忘れまたは紛失

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

⑭ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、偶然な外来の事故に起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって発生した火災による損害については、この規定を適用しません。

第５条［損害の額の決定］

（１）当社が携行品損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

（２）本条（１）の場合において、損害が発生した保険の対象の損傷を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって損害の額を算出します。

損害の額＝修理費－修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額－修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額

（３）～（６）－省略－

（７）本条（１）から（５）までの規定にかかわらず、保険の対象がパスポートの場合には、次の①および②に掲げる費用を損害の額とします。ただし、１回の保険事故について５万円を限度とします。

① パスポートの再取得費用

保険事故の結果、パスポートの発給申請を行う場合には、再取得に要した次のア．からウ．までに掲げる費用

ア．保険事故の発生した地からパスポート発給地へ赴く被保険者の交通費

イ．領事官に納付した再発給手数料および電信料

ウ．パスポート発給地における被保険者の宿泊施設の客室料

② 渡航書の取得費用

保険事故の結果、パスポートの発給申請に替えて渡航書の発給申請を行う場合には、取得に要した次のア．からウ．までに掲げる費用

ア．保険事故の発生した地から渡航書発給地へ赴く被保険者の交通費

イ．領事官に納付した発給手数料

ウ．渡航書発給地における被保険者の宿泊施設の客室料

（８）本条（１）から（５）までの規定にかかわらず、保険の対象が自動車等の運転免許証の場合には、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害の額とします。

（９）保険の対象の１個、１組または１対について損害の額が１０万円を超える場合は、当社は、そのものの損害の額を１０万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害の額の合計額が５万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害の額を５万円とみなします。

第６条［支払保険金の計算］

（１）当社が支払う携行品損害保険金の額は、１回の保険事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

携行品損害保険金の支払額＝損害の額－免責金額

以下－省略－

１．　９万円
２．１０万円
３．１２万円
４．１４万円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１１

個人事業主の最上さんは２０１９年７月に戸建て住宅（自宅）を購入し居住しています。最上さんが契約している損害保険に関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

［家族構成］
最上さん（５２歳）：個人事業主
妻　　（４９歳）：パートタイマー（最上さんと同居・同一生計）
長女　　（２１歳）：大学生（両親と同居・同一生計）

［最上さんが契約している損害保険の内容］
＜契約①＞
保険種類：住宅向け火災保険
保険契約者＝被保険者：最上さん
保険期間：２０１９年７月２７日から１０年間
保険の対象：木造２階建て専用住宅１棟
保険価額：２,１００万円
保険金額：２,１００万円

＜契約②＞
保険種類：自動車保険
保険契約者＝記名被保険者・車両所有者：最上さん
保険期間：２０２６年２月５日から１年間
被保険自動車：自家用小型乗用車
保険金額：対人賠償責任保険金額　無制限（１名につき）
対物賠償責任保険金額　無制限（１事故につき）
人身傷害保険金額　５,０００万円（１名につき）
一般車両保険金額　２００万円
ノンフリート等級：１５等級
特約：ファミリーバイク特約
運転者年齢条件特約（２１歳以上補償）
他車運転危険担保特約（自動付帯）
自動車損害賠償責任保険も同じ保険会社と契約している。

＜契約③＞
保険種類：所得補償保険
保険契約者＝被保険者：最上さん
保険期間：２０２６年３月５日から１年間
保険金額：月額２４万円（就業不能期間１ヵ月についての金額）
てん補期間：１年間
免責期間：７日間

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題３７）

（設問Ａ）最上さんは、住宅向け火災保険＜契約①＞に地震保険を付帯することを検討している。住宅向け火災保険および地震保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．近隣の工場で爆発事故が発生し、住宅建物の外壁が損壊した場合、住宅向け火災保険の損害保険金の支払い対象となる。
２．盗難事故により自宅の窓ガラスが損壊した場合、住宅向け火災保険の損害保険金の支払い対象となる。
３．住宅向け火災保険の保険の対象に門と塀が含まれている場合でも、地震保険では保険の対象とならない。
４．住宅建物内に保管している業務用の什器・備品は、地震保険の保険の対象にできない。

（問題３８）

（設問Ｂ）最上さんが加入している自動車保険＜契約②＞のノンフリート等級別料率制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．最上さんが被保険自動車を自宅駐車場に駐車中、台風による洪水で水没し、車両保険金が支払われた場合、当該事故は「３等級ダウン事故」に該当し、更新後の等級は１２等級となる。
２．最上さんが被保険自動車を運転中に、偶然の事故でケガをして人身傷害保険金のみが支払われた場合、当該事故は「ノーカウント事故」に該当し、更新後の等級は１６等級となる。
３．最上さんの妻が被保険自動車を運転中に、他の歩行者にケガをさせて対人賠償保険金が支払われた場合、当該事故は「３等級ダウン事故」に該当し、更新後の等級は１２等級となる。
４．最上さんの長女が原動機付き自転車を運転中、歩行者に衝突してケガをさせてファミリーバイク特約から保険金が支払われた場合、当該事故は「ノーカウント事故」に該当し、更新後の等級は１６等級となる。

（問題３９）

（設問Ｃ）最上さんが、ハイキング中の滑落事故で負傷したため２０２６年４月１５日から１３日間入院し、退院後も医師の治療を受けながら１８日間自宅療養をし、その間まったく働くことができなかった。所得補償保険＜契約③＞から支払われる保険金の額として、正しいものはどれか。なお、最上さんの休業前１２ヵ月間の平均月間所得は３６万円であるものとし、過去に保険金を受け取ったことはない。また、就業不能期間が１ヵ月に満たない場合または１ヵ月未満の端日数が生じた場合は、１ヵ月を３０日として日割り計算により保険金の額を算定するものとする。

１．１９２,０００円
２．２４８,０００円
３．２８８,０００円
４．３７２,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１２

ＣＦＰ®認定者は、ＳＹ株式会社（以下「ＳＹ社」という）に係るリスクマネジメントと関連する各種損害保険についてアドバイスを求められました。以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

［ＳＹ社の概要］
事業内容：精密機械器具製造業
資本金：５，０００万円
従業員数：１２０名（うち、パートタイマー・アルバイト７０名）
所有建物：製造工場（鉄骨サイディング造平屋建て　８，０００m^2）
　　本社ビル（鉄筋コンクリート造３階建て　８００m^2）
所有車両：９台（自家用普通乗用車１台、自家用小型貨物車８台）

（問題４０）

（設問Ａ）企業活動のリスクと対応する損害保険について、ＣＦＰ®認定者が行ったアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。

１．「社内で発生した従業員へのハラスメント行為に起因して、会社が法律上の損害賠償責任を負うことによる損害の備えとして、雇用慣行賠償責任保険を検討した方がよいでしょう。」
２．「本社のサーバーが不正アクセスを受けて顧客情報が漏えいした場合のシステム復旧費用や外部機関への調査費用の備えとして、サイバー保険を検討した方がよいでしょう。」
３．「自動車で製品を輸送中の事故により、製品が損害を被った場合の備えとして、運送保険を検討した方がよいでしょう。」
４．「火災により工場の機械が損害を被った場合の備えとして、機械保険を検討した方がよいでしょう。」

（問題４１）

（設問Ｂ）ＳＹ社が契約を検討している労働災害総合保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「政府労災保険」とは、労働者災害補償保険のことである。

１．法定外補償条項では、パートタイマー・アルバイト従業員については、原則として補償の対象となる被用者に含める。
２．法定外補償条項では、ＳＹ社の代表取締役が政府労災保険に特別加入していれば、同社の従業員とともに加入することができる。
３．法定外補償条項の保険金額は、被用者１人当たりの支払限度額および１災害における総額の支払限度額を併せて設定する。
４．使用者賠償責任条項は、法定外補償条項を伴わずに単独で契約することができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４２）

（設問Ｃ）ＳＹ社が契約している下記の自動車保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

保険種類：自動車保険
保険契約者・記名被保険者：ＳＹ社
保険金額：対人賠償責任保険金額　無制限（免責金額：０円）
　　対物賠償責任保険金額　無制限（免責金額：０円）
　　人身傷害保険金額　３,０００万円
　　一般車両保険金額　２５０万円（免責金額：０円）

１．従業員が業務で社有車を運転中に、ＳＹ社の構内で作業中の他の従業員に誤って接触して負傷させた場合、対人賠償責任保険の補償の対象となる。
２．従業員が業務で社有車を運転中に、交差点の信号機に誤って衝突して破損させた場合、対物賠償責任保険の補償の対象となる。
３．従業員が業務で社有車を運転中に、ガードレールに誤って接触して運転者が負傷した場合、人身傷害保険の補償の対象となる。
４．従業員が社有車を有料駐車場に駐車中に、当て逃げされて車体が損傷した場合、相手が特定できなくとも車両保険の補償の対象となる。

（問題４３）

（設問Ｄ）ＳＹ社は、新たに自家用小型貨物車を１台購入する予定である。自動車保険のフリート契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、ＳＹ社が所有する車両はすべて損害保険会社が扱う自動車保険に加入するものとする。

１．フリート契約では、所有権留保条項付売買契約により購入し、かつ自ら使用する車両は、契約台数に含める。
２．フリート契約では、所有・使用する車両１台ごとの事故歴により、それぞれの車両に保険料の割増引が決定される。
３．フリート契約に全車両一括付保特約を付帯した場合、増車、減車による追加・返還保険料は、日割りにより計算される。
４．フリート契約に全車両一括付保特約を付帯した場合、保険料を分割払いにしても割増保険料が加算されない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１３

家具製造業の株式会社ＧＬ（以下「ＧＬ社」という。役員４名、従業員１１名であり、同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問Ａ～Ｃについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。なお、ＧＬ社の決算期間（事業年度）は、４月１日から翌年３月３１日までとします。また、各設問間に関連はないものとします。

［ＧＬ社が契約している損害保険の内容］

＜契約①＞

保険種類：長期火災保険
保険契約者：ＧＬ社
保険の対象：ＧＬ社所有の社屋工場建物（帳簿価額　２,６００万円）
保険金額：３,８００万円
一時払い保険料：５４万円
保険期間：２０２６年6月１日から５年間

＜契約②＞

保険種類：自動車保険
保険契約者：ＧＬ社
被保険自動車：ＧＬ社の社有車
保険金額：対人賠償責任保険金額　無制限（１名につき）
　　対物賠償責任保険金額　無制限（１事故につき）
　　人身傷害保険金額　５,０００万円（１名につき）
　　一般車両保険金額　２００万円
保険期間：２０２５年１２月１日から１年間
特約：車両全損時諸費用補償特約

（問題４４）

（設問Ａ）ＧＬ社が支払った長期火災保険＜契約①＞の一時払い保険料のうち、２０２６年度末において損金に算入できる額として、最も適切なものはどれか。

１．　６３,０００円
２．　９０,０００円
３．１０８,０００円
４．５４０,０００円

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４５）

（設問Ｂ）ＧＬ社の社屋工場建物が２０２６年８月に火災により全焼し、ＧＬ社が長期火災保険＜契約①＞から火災保険金として３，８００万円を受け取り、この保険金を使って６ヵ月後に社屋工場建物（代替資産）を３，５００万円で取得した場合、これら一連の経理処理として、最も不適切なものはどれか。なお、滅失によって支出した経費は４００万円とする。

１．損害発生時

借方		貸方	
未決算勘定	３０，０００，０００円	固定資産（建物）	２６，０００，０００円
		現金・預金	４，０００，０００円

２．保険金受取時

借方		貸方	
現金・預金	３８，０００，０００円	未決算勘定	３０，０００，０００円
		保険差益	８，０００，０００円

３．代替資産取得時

借方		貸方	
固定資産（建物）	３５，０００，０００円	現金・預金	３５，０００，０００円

４．圧縮記帳（直接減額方式）

借方		貸方	
固定資産圧縮損	９，０００，０００円	固定資産（建物）	９，０００，０００円

（問題４６）

（設問Ｃ）ＧＬ社の社有車に自動車事故が起きた場合、自動車保険＜契約②＞からＧＬ社が受け取る保険金等に係る経理処理（税務処理）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．ＧＬ社の従業員が社有車を運転中に歩行者と接触し、ＧＬ社が被害者に損害賠償金を支払ったことにより保険会社から受け取った対人賠償保険金は、益金に算入する。

２．ＧＬ社の社有車が火災事故で全損となり、廃車等に要した費用を保険会社から受け取った車両全損時諸費用保険金により支払った場合、車両全損時諸費用保険金は益金に算入し、廃車等に要した費用は損金に算入する。

３．ＧＬ社が社有車の事故で損害を被り、相手方の保険会社から受け取った対物賠償保険金は全額非課税であり、益金に算入する必要はない。

４．ＧＬ社の社有車が大雨の洪水による水没事故で全損となり、保険会社から受け取った車両保険金で同一事業年度内に代替の新車を購入した場合、所定の要件を満たせば圧縮記帳の適用を受けることができる。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

問１４

個人・個人事業主の税金・税務処理に関する以下の設問Ａ～Ｄについて、それぞれの答えを１～４の中から１つ選んでください。

（問題４７）

（設問Ａ）損害保険商品の保険料控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．損害保険会社が取り扱う所得補償保険の年払保険料を支払った場合、介護医療保険料控除の対象となる。
２．その年に支払った地震保険の保険料が５０，０００円以下の場合、所得税の地震保険料控除額は支払った保険料の全額となる。
３．その年に支払った地震保険の保険料が５０，０００円を超える場合、住民税の地震保険料控除額は５０，０００円が限度となる。
４．２００６年１２月３１日以前に契約した年金払積立傷害保険で契約内容の変更をしていない場合、その保険料は旧長期損害保険料に係る経過措置として、地震保険料控除の対象となる。

（問題４８）

（設問Ｂ）個人が受け取った損害賠償金と損害保険金の税務に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．自動車を運転中に後続車の追突でケガをし、相手方から受け取った損害賠償金は非課税である。
２．自動車を運転中の事故により被保険者が死亡し、人身傷害保険金を相続人が受け取った場合、被保険者の過失の有無に関係なくその全額が非課税である。
３．ゴルフクラブの盗難により、ゴルファー保険のゴルフ用品補償として被保険者が受け取った保険金は非課税である。
４．交通事故でケガをして、被保険者が受け取った傷害保険の入院保険金と手術保険金は非課税である。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会　無断複製転載禁止

（問題４９）

（設問Ｃ）個人事業主が保険契約者となる損害保険契約について、個人事業主が支払う保険料に係る必要経費の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、従業員の中に個人事業主の親族はいないものとする。

１．店舗併用住宅建物を保険の対象とする保険期間１年の火災保険を契約した場合、その保険料の全額を必要経費にできる。
２．業務のみで使用する自動車の自動車保険の保険料は、その全額を必要経費にできる。
３．店舗の設備什器を保険の対象とする保険期間５年の火災保険を一時払いで契約した場合、その年に対応する部分を月割按分して必要経費にできる。
４．従業員全員を被保険者とする保険期間１年の交通事故傷害保険を契約した場合、その保険料の全額を必要経費にできる。

（問題５０）

（設問Ｄ）雑損控除と災害減免法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

１．雑損控除は、その年の所得金額から控除しきれない場合、原則として翌年以後３年間繰り越すことができる。
２．雑損控除は、災害以外にも詐欺による損害も対象となる。
３．災害減免法の損害金額の算定においては、保険金により補てんされる金額を差し引く。
４．災害減免法の適用を受ける場合、雑損控除の適用を受けることはできない。

©ＮＰＯ法人日本ＦＰ協会 無断複製転載禁止